

木津川市議会基本条例・検証結果

この検証シートは、議会基本条例の検証を行うため、その達成度の評価を行うために取りまとめたものです。
 評価（A:十分達成された B:概ね達成された C:一部達成された D:ほとんど達成されていない E:未着手）

| 木津川市議会基本条例 | | | | 評価 | 取組み状況、評価の理由・意見、今後の課題 | 今後の方向 |
|--------------------|-----|----------------|--|---------|---|--|
| 章 | 条 | 見出し | 条文 | | | |
| | | 前文 | 市民が選挙で選ぶ議員で構成する木津川市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の特性を生かし、同じく市民が選挙で選ぶ市長と緊張関係を保ちながら、市民参加のもとで、日本国憲法に定める地方自治の本旨に責任と権限を負っている。議会は、自らの創意工夫によって、市民の参画と協働のもと、「ひとが輝き、ともに創る、豊かな未来」のある木津川市を目指す。そのために、市民に開かれた議会、市民が参加する議会のあるべき姿を定める。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 第1章 | 第1条 | (目的) | この条例は、市政の政策立案、決定、執行及び評価と課題を広く市民に情報公開し、市民が参加する合議制の議事機関として議会の果たす役割を明確にすることを目的とする。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 第2章 議会及び議員の活動原則 | 第2条 | (議会の活動原則) | 議会は、政策立案機能、意思決定機能及び行政監視機能を十分に果たす議会運営を行う。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会とする。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、市民が参加する議会運営を行う。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 4 議会は、議員による討議の場として、議員相互間の自由かつ達な討議を通して、意見を集約していく議会運営を行う。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第3条 | (議員の活動原則) | 議員は、議会が合議制議事機関であること及び討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進する。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議員は、市政の課題解決に向け、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表として活動する。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民の代表として市民の福祉の増進及び市政の課題解決を目指して行動する。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第4条 | (会派) | 議員は、議会が合議制議事機関の立場から、会派を結成することができる。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 会派は、議会活動を同じくする議員で構成する。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 会派は、政策提言、政策立案、政策決定等を積極的に行うとともに、会派間で議論を尽くし、合意形成に努める。 | 【検証対象外】 | | <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 第3章 市民と議会の関係 | 第5条 | (市民参加及び市民との連携) | 議会は、市民に開かれた議会とするため、情報公開に積極的に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、経緯、理由及び論点の説明責任を果たす。 | B | 【検討結果】 引き続き、市民に開かれた議会のため、会議のインターネット中継や議会だよりの発行など、取組みを進める。 【取組み状況】 ・議会会議録の配架ー市役所、市内図書館、HP ・議会だよりの発行ー毎定例会後発行（年4回） 議会だよりに審議結果掲載 ・本会議及び委員会の審議のライブ中継（H22年11月より） ※H28年6月よりマルチ配信に変更 ・議会報告会の開催 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開する。 | B | 【検討結果】 継続して取組みを進める。また、委員会のインターネット中継について、会議映像とするよう検討を進める。 【取組み状況】 委員会及び全員協議会の原則公開（申し合わせ事項19） (1) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の傍聴の取扱いについては、委員会条例第19条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができることとする。 (2) 全員協議会の取扱いについては、全員協議会規程第8条の規定により、議長の許可を得た者が傍聴することができることとする。 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 議会は、議案に対する各議員の賛否等を公表し、市民が議員の活動に対して的確に評価できる情報を提供する。 | A | 【検討結果】 今後も引き続き、議会広報等を通じて議決結果を公表する。 【取組み状況】 ・議会だよりの発行ー毎定例会後発行 議会だよりに議員の賛否掲載 一般質問、討論等 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査並びに調査に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を聴く機会を設けなければならない。 | B | 【検討結果】 今後も引き続き、市民の意見を聴く機会を設ける。 【課題】 委員会における請願・陳情の審査の順番については、以前、議会運営委員会で検討した結果、従来どおり議案審査を先に行うことで決定したが、今後も、引き続き議会運営委員会で検討していく。 【取組み状況】 ・請願、陳情の提出者の説明実績（過去3年） 平成26年 請願3件 平成27年 請願2件、要望1件 平成28年 請願5件 平成29年 請願4件 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |

| 木津川市議会基本条例 | | | | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方向 |
|----------------------|--------------------|--|---|---|--|--|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | | | |
| 第3章 市民と議会の関係 | | | 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【課題】 「多様に」の削除を検討。 【取組み状況】 ・議会報告会 一年2回の開催 平成22年11月試行実施（H29年12月までに15回開催） ・平成28年1月の木津川市文化協会から提案のあった「文化芸術振興条例」の制定に関して、その趣旨・目的・内容を把握することを目的として、次のとおり勉強会を設置（計5回の勉強会開催） | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第6条 | (議会報告会) | 議会は、議会主催の議会報告会を開催し、討議内容及び議決事件を説明するとともに、市政の課題解決に向け市民との意見交換を行う。 | B | 【検討結果】 引き続き議会報告会の開催を行うとともに、今後の報告会のあり方や、各種団体との意見交換についても検討する。 【取組み状況】 ・議会報告会 一年2回の開催 H22年11月試行実施（H29年12月までに15回開催） 平均参加者数 31.9人 最高参加者数 59人（H29.11） | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議会報告会に関することは、別に定める。 | B | 【検討結果】 議会報告会実施要領は、平成22年12月に制定。今後も引き続き実施方法等検討しながら、実施要領に基づき進める。 【取組み状況】 木津川市議会報告会実施要領（制定 H22年12月27日） 改正点 会場数の変更 H22年11月からH26年5月まで 市内5カ所開催 H26年11月から 市内3カ所開催 議会報告会説明資料作成、駅前ビラ配布、地域長等へのお知らせ | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 第4章 市長等執行機関と議会の関係 | 第7条 | (緊張関係の保持) | 議員は、市長等執行機関(以下「市長等」という。)と絶えず緊張関係を保って議会審議に臨まなければならない。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 代表質問及び一般質問は、質問の論点及び争点を明確にするため、1問1答の方式で行う。 | B | 【検討結果】 引き続き1問1答方式を進める。 代表質問のあり方については、会派を代表しての質問、一般質問については、議員個人の質問として引き続き実施する。 【課題等】 代表質問における、1問1答方式の廃止 【取組み状況】 質問方式は、1問1答方式で行い、質問回数制限は行わない。（平成21年4月議運申し合わせ、平成21年第2回定例会一般質問より） | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 前項の場合において、市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【課題等】 副市長への反問権の付与 【取組み状況】 反問権 実績 H21年 2回 H22年 2回 H23年 3回 H24年 1回 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第8条 | (市長による政策の形成過程の説明) | 議会は、市長が政策を提案するときは、議会審議における論点を深め、その政策の水準を高めるために、次に掲げる政策の決定過程の説明を求める。 (1) 政策を必要とする背景及び提案の経緯 (2) 市民参加の実施の有無及びその内容 (3) 市総合計画との整合 (4) 財源措置 (5) 将来にわたる効果及び費用 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 前項の議会審議に当たっては、論点及び争点を明らかにするとともに、執行後の政策の評価に資する審議を行う。 | D | 【検討結果】 執行後の政策評価に資する審議について、今後、他市の取り組み等参考に検討を行なう。 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 第9条 | (予算及び決算の政策説明資料の作成) | 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長に求める。 | C | 【検討結果】 説明資料については、現状の様式を引き続き用いるものとするが、議案審議を充実させるため、より詳細な記載内容について行政側に求めるものとする。 【取組み状況】 ・議会と行政の協議により予算決算資料の作成 - H25年第1回定例会から実施 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 | |

| 木津川市議会基本条例 | | | | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方向 |
|-----------------------|------------|--------------------------------------|--|---|---|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | | | |
| 第4章 市長等執行機関と議会の関係 | 第10条 | (議決事件の追加指定) | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事件は、市政全般における重要な計画等の策定又は変更について、議会と市長等がともに市民の視点に立った透明性の高い市政の運営の必要性から、次を定める。 (1) 木津川市総合計画に係る基本構想及び基本計画 (2) 木津川市都市計画マスタープラン | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。ただし、重要な計画については、常任委員会等において行政に説明を求めるものとする。 【取組み状況】 議決実績 総合計画基本計画及び基本計画 H26年3月 第1次木津川市総合計画後期基本計画可決 都市計画マスタープラン H23年6月 木津川市都市計画マスタープラン可決 H28年3月 第1次木津川市都市計画マスタープラン後期計画可決 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第5章 自由討議の保障及び拡大 | 第11条 | (自由討議による合意形成の拡大) | 議会は、討議の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心にした積極的かつ充実した運営を行う。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 これまでの自由討議の実績 本会議 1回(H26第4回) 委員会 H23 2回 H27 2回 H24 2回 H28 4回 H25 4回 H29 5回 H26 7回 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において審議するときは、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議の拡大に努める。 | B | 【検討結果】 自由討議については、今後も実施要領に基づき進める。ただし、自由討議のあり方については、議会運営を進める中で、検討を行っていく。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 |
| 第6章 委員会の活動 | 第12条 | (委員会の運営原則) | 議会は、社会経済情勢の変化に伴う市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かした機動力のある運営を行う。 | B | 【検討結果】 引き続き、重要案件がある場合は、委員会を開催し積極的な運営を進める。 【取組み状況】 最近の閉会中の委員会 ・産業建設委員会(H27.1.27) - 要望書の取り扱いについて ・厚生常任委員会(H29.10~11 計5回開催) ・総務文教常任委員会(H29.11.15) - 幼稚園給食について | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 前項の委員会審査に当たっては、次を定める。 (1) 市長等に資料を積極的に求め、活用しながら、市民に対し分かりやすい議論を行う。 (2) 参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させる。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【課題】 委員外議員の発言については、これまで通り委員会の判断により許可を決定する。 【取組み状況】 ○公聴会の開催 H22.12 木津川市議会議員の定数を定める条例の一部改正について H26.11 木津川市議会議員の定数を定める条例の一部改正について H29.11 木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について ○参考人招致 H24.1 都市再生機構(学研木津北・東地区土地利用計画について) | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第7章 議会及び議会事務局の体制整備 | 第13条 | (調査機関の設置) | 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 | B | 【検討結果】 調査機関を設置する必要がなかった。 【取組み状況】 実績なし | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、必要があると認めるときは、調査機関に議員を構成委員として加えることができる。 | B | 【検討結果】 調査機関を設置する必要がなかった。 【取組み状況】 実績なし | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。 | B | 【検討結果】 調査機関を設置する必要がなかった。 【取組み状況】 実績なし | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| 第14条 | (議会図書室の公開) | 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用することができる。 | C | 【検討結果】 誰もが利用しやすい議会図書室に向け、取組み検討していく。 【取組み状況】 実績はほとんどなし | □継続 ■取組検討 □条文改正 | |
| | | 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書を充実する。 | C | 【検討結果】 第1項と同様に、議会図書室のあり方を検討する中で充実を行う。 【取組み状況】 毎年度、議会図書を充実している。 | □継続 ■取組検討 □条文改正 | |

| 木津川市議会基本条例 | | | | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方向 |
|---|-----------|---|---|--|---|--|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | | | |
| 第7章 議会及び議会事務局の体制整備 | 第14条 | (議会図書室の公開) | 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用することができる。 | C | 【検討結果】 誰もが利用しやすい議会図書室に向け、取組み検討していく。 【取組み状況】 実績はほとんどなし | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書を充実する。 | C | 【検討結果】 第1項と同様に、議会図書室のあり方を検討する中で充実を行う。 【取組み状況】 毎年度、議会図書を充実している。 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第15条 | (議会事務局の体制整備) | 議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるための組織として、議会事務局の調査・法務機能を充実する。 | B | 【検討結果】 今後も引き続き事務局体制の充実に向け、取組みを進める。 【取組み状況】 毎年度、全国、近畿、府市議会議長会開催の職員研修に参加している。また、各種団体が開催する研修会にも参加。 | <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を充実する。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第16条 | (議員研修の充実) | 2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催する。 | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 ・年1回 講師を招いて議員研修会の実施 【直近の実績】 H27 野村 稔氏「地方議会の制度と運営について」 H28 土山 希美枝氏「質問力を高め、議会力に活かす」 H29 新川 達郎氏「議会改革について」 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 議会は、市政に関する重要な情報及び議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、市民に情報を提供する。 | | | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 議会広報の発行 平成30年1月現在、43号の発行 ホームページの掲載 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 | |
| 第17条 | (議会広報の充実) | 2 議会は、情報技術の進展による多様な広報手段を活用し、迅速かつ正確に議会広報活動を行う。 | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 ・議会ホームページの充実 ・議会ライブ中継のマルチ配信（スマートフォンでも視聴可） | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 | |
| | | 議員の政治倫理に関する事項は、木津川市議会議員政治倫理条例(平成22年木津川市条例第33号)に定める。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 | |
| 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 | 第18条 | (議員の政治倫理) | 2 議員は、市民全体の代表者として、負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性を持って、その使命の達成に努めなければならない。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 議員は、議会活動の根幹となる倫理性を常に自覚して行動し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 議員定数は、木津川市議会議員の定数を定める条例(平成19年木津川市条例第10号)に定める。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第19条 | (議員定数) | 2 議員定数は、選挙において民意が正しく反映されることを考慮しなければならない。 | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 3 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。 | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【課題】 「だけでなく」など条文の文言の検討。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 議員報酬は、木津川市議会議員報酬等に関する条例(平成19年木津川市条例第41号)に定める。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第20条 | (議員報酬) | 2 議員報酬の改正を議員が提案する場合は、前条第3項の規定を準用する。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 【課題】 第19条第3項と同じ。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | | | 政務活動費の交付及び執行に当たっては、木津川市議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年木津川市条例第224号)に定める。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| | 第21条 | (政務活動費の執行及び公開) | 2 会派又は議員は、政策を立案し提案するために、公平性と透明性のある政務活動費の執行を行う。 | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 H29. 7 政務活動費の領収書公開 H30. より、旅費についても領収書添付予定(ただし自動販売機で購入等の場合は不要) | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 |
| 3 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、議長は、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を公表する。 | | | A | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 政務活動費の収支報告書 - 集計額をホームページに公開 領収書写し - H29. 7より公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条文改正 | |
| | | | | | | |

| 木津川市議会基本条例 | | | | 評価 | 評価の理由・意見(取組み状況) | 今後の方向 |
|-----------------------------|------|-------------|---|----|--|-----------------------|
| 章 | 条 | 見出し | 条 文 | | | |
| 第9章 最高規範性 と見直し 手続き | 第22条 | (最高規範性) | この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 | A | 【検討結果】 引き続き実施する。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | | | 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 【取組み状況】 新人議員研修会を開催し、議会基本条例に関する研修を実施。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第23条 | (議会及び議員の責務) | 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会の運営をし、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任と義務を果たさなければならない。 | B | 【検討結果】 引き続き取組みを進める。 | ■継続 □取組検討 □条文改正 |
| | 第24条 | (見直し手続き) | 議会は、この条例の目的、原則に即して行われているかどうかを、自ら不断に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。 | C | 【検討結果】 今後は定期的に、検証を行うこととする。また検証の期間については、2年に1度実施する。 【取組み状況】 H22条例制定以来、検証なし。現在検証中。 (参考 亀岡市議会 2年ごとに検証) | □継続 ■取組検討 □条文改正 |